

大和市告示第196号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区を次のとおり変更したので、同法第20条第2項の規定により、同法第14条第1項に規定する図書を本市街づくり施設部街づくり計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年12月15日

大和市長 古谷田 力

1 都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

大和市南林間六丁目、深見西二丁目並びに福田二丁目及び三丁目地内

(3) 変更する部分

大和市下鶴間字甲一号、甲四号、乙二号、乙三号及び乙七号、中央林間七丁目、中央林間西一丁目、二丁目及び五丁目、深見台一丁目、中央七丁目、福田五丁目、上和田字寺ノ上並びに福田字甲四ノ区、甲五ノ区及び甲七ノ区地内